

様式第10号（第6条関係）

4号
3-2
岐阜県

令和5年5月2日

（あて先）岐阜市議会議長

会 派 名

代表者氏名

又は

議 員 氏 名

竹 市 勲

令和5年度政務活動費収支報告書

岐阜市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定に基づき、
下記のとおり令和5年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

収支報告の期間 令和5年4月1日から令和5年4月30日まで

1	収 入	政務活動費	150000円
2	支 出		47607円
（単位：円）			
	項 目	金 額	摘 要
	調査研究費		
	研 修 費		
	要請・陳情活動費		
	会 議 費		
	資料作成費		
	資料購入費	6750円	新聞代
	広報広聴費		
	事 務 費	40857円	コピー複合機リース・通信費
	合 計	47607円	
3	残 額	102393円	

（注）摘要欄には、主たる支出の内訳を記載する。

様式第11号（第6条関係）

岐阜県(印)
4
第2
岐阜市議会

令和5年5月2日

（あて先）岐阜市議会議長

会 派 名

代表者氏名

又は

議 員 氏 名

竹市 勲

令和5年度政務活動費に係る政務活動実績報告書

岐阜市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり令和5年度政務活動費に係る政務活動の実績について報告します。

記

1 実績報告の期間 令和5年4月1日～令和5年4月30日

2 政務活動の概要

市庁舎跡地活用南庁舎活用対策について

教育現場でのタブレットの活用について

中心市街地の再活性について

アフターコロナについて

少子高齢化社会と人口減少化社会の課題について

都市公園の在り方について

障がい者福祉と高齢者福祉について

ものづくり産業集積地計画について

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	1																				
作成年月日	令和 5 年 5 月 1 日																						
使 途 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費																						
支 払 金 額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">金 額</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">百 万</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> </tr> </table>			金 額		百 万			千				円						6	7	5	0	
金 額		百 万			千				円														
					6	7	5	0															
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額（領収書の金額） 按分率 支払金額（政務活動費充当額） 6750円 × 100% = 6750円																						
使 途 内 容	新聞代																						

<領収書貼付欄>

自振【領収証】

北塚5丁目 90

竹市 勲様

品名（*は軽減税率対象）	部数	金額	備考
*中日新聞（朝刊）	1	3,400	

令和 5年 4月分
お問合せNo. 975
(3) 79.00自振
(8%対象 3,400 税 252)
(10%対象 0 税 0)

合計金額
3,400

中日新聞 柳津専売店
 前原新聞店
 代表 前原 博之
 岐阜市柳津町宮東3-13
 TEL388-1860 FAX388-1860
 T9-8109-3770-7319

領収証

竹市 勲様

北塚 5-90

品名（*は軽減税率対象）	部数	金額	備考
*岐阜新聞朝刊	1	3,350	
岐阜新聞電子版	1	0	

令和 5年 4月分
(20) 142.00自振
お問合せNo. 5008
(8%対象 3,350 税 248)
(10%対象 0 税 0)

合計金額
3,350

毎度ご愛読、まことに
 ありがとうございます。
 金額には消費税が
 含まれています。

岐阜新聞 柳津専売店
 山田新聞店
 岐阜市柳津町上佐渡6-18-4
 TEL 270-0163
 FAX 270-0163
 TG-8104-6170-0917

☆ ご愛読の皆様へ ☆
 ご購読頂き誠に有難うございます。
 お支払いは便利な口座振替はいかがですか。手続き簡単、お電話ください。

複数の領収書を見
 なお、支払伝票

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	1											
作成年月日	令和 5 年 5 月 2 日													
使 途 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費													
支 払 金 額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td>百万</td> <td></td> <td>千</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>6</td> <td>円</td> </tr> </table>			金 額		百万		千	2	3	7	9	6	円
金 額		百万		千	2	3	7	9	6	円				
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額 (領収書の金額) 按分率 支払金額 (政務活動費充当額) 39661円 × 60% = 23796円													
使 途 内 容	自動車リース料 (初年度諸経費・期間中の自動車諸税・自賠責保険等保険料・特別仕様・付属品代等・検査料を差し引いた分) を按分した金額。													
<領収書貼付欄>														

№ 013328

領 収 書

竹市勲 殿

200

R5 年 4 月 27 日

金 額	百	¥	5	千	6	5	2	8	円
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

現 金	小 切 手	手 形	
-----	-------	-----	--

但し スパイクプレス 69回目 R5.4/27 リース料

上記の通り正に領収致しました 今後共よろしくお願ひ申上げます

日本リースカー株式会社

代表取締役 林 武 司

岐阜市忠節町1丁目18番地
TEL (058) 代 265-3377番

扱 者

3.4 - 2×50×10

複数の領収書を貼付する場合は、重ねず一枚ずつ貼ってください。
 なお、支払伝票に貼れない場合は、別紙を利用してください。

R1.9.2

竹市 勲 様

岐阜市忠節町1丁目18番地
日本リースカー株式会社
TEL058-265-3377

消費税法改正による口座引落のご連絡

拝啓 益々ご清祥のこととお喜び申し上げます

平素は 格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます

令和1年10月の消費税引き上げに伴い(旧税率8%~新税率10%)、リース料金を下記の金額に変更させていただきます。前日までのご入金のご確認をお願いします。(10月28日引落分から)引き落としリース料の変更がある場合のみ ご連絡致します。

車 種	登録No.	リース料
スバル インプレッサ	岐阜 [REDACTED]	56,528
引落金額		56,528

☆お客様には大変なお手数をおかけすることとなり、誠に恐れ入りますが、ご理解賜りますようお願い致します。

自動車リース契約書

竹 野 勤 殿

NLC 日本リースカー株式会社

自動車リース契約書 (ファイナンス)

契約日 平成 29 年 5 月 29 日

借受人(乙) 住所 岐阜県岐阜市柳津町北塚 5丁目9番地

貸渡人(甲) 住所

岐阜市生駒町1丁目18番地
日本リースカー株式会社
代表取締役 林 武司

氏名

竹市 勲

氏名

連帯保証人 住所

氏名

貸渡人(以下、甲という。)、借受人(以下、乙という。)及び連帯保証人は、次の自動車リース契約を締結し、本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙及び連帯保証人が記名捺印の上、甲、乙が各1通を保有します。

(1)リース自動車明細			
車名 スバル インパザ G4 Eyesight 次等	登録番号 [REDACTED]	車体番号 [REDACTED]	塗装 2-11
年式 平成 29 年	保管場所 岐阜市柳津町北塚 5丁目 90番地	使用の本拠の位置 岐阜市柳津町北塚 5丁目 90番地	
(2)リース期間		(3)リース料	(4)支払方法及び支払日
リース開始日	平成 29 年 7 月 21 日	月額リース料	初回 (納車時)
リース満了日	平成 31 年 7 月 20 日	リース料	<input checked="" type="checkbox"/> 現金・小切手 <input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> 手形
リース期間	22ヶ月	消費税	2回目以降 (納車日翌月以降) 支払日 29 日
		合計	<input type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 手形
(5)供給者		(6)契約満了時精算方法	
		設定残存価格	精算 0円 <input type="checkbox"/> オープンエンド <input checked="" type="checkbox"/> クローズエンド
(7)契約月間走行距離		(8)超過走行距離単価	
km		1kmあたり 円	
(9)リース料に含まれる費用			
<input checked="" type="checkbox"/> 登録諸費用 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車取得税 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車税 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車重量税 【 <input checked="" type="checkbox"/> 初年度のみ <input type="checkbox"/> 全期間 】			
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車損害賠償責任保険 【 <input checked="" type="checkbox"/> 初年度のみ <input type="checkbox"/> 全期間 】 <input type="checkbox"/> 自動車保険 <input type="checkbox"/> メンテナンス・サービス料			
(10)自動車保険			
保険会社			
車両保険	補償	免責	万
	1年目	万	2年目
		万	3年目
		万	4年目
	5年目	万	6年目
		万	7年目
		万	8年目
対人賠償	対物賠償		人身傷害
搭乗者傷害			
その他条項・特約			
(11)メンテナンス・サービスの項目			
<input type="checkbox"/> スケジュール点検	ヶ月毎	<input type="checkbox"/> 法定点検	<input type="checkbox"/> 継続車検
<input type="checkbox"/> ラジアルタイヤ		<input type="checkbox"/> スタッドレスタイヤ	<input type="checkbox"/> ホイール
<input type="checkbox"/> バッテリー交換		<input type="checkbox"/> 代車(車検時のみ)	<input type="checkbox"/> バック修理
<input type="checkbox"/> ロードサービス		<input type="checkbox"/> その他	
(12)メンテナンス工場			
(13)特約事項			

第1条 (リース契約)

- 1. 甲はこの契約に定めるところにより、乙が指定した表記(1)記載の自動車(以下リース自動車という。)を乙にリース(貸渡)し、乙はこれを借り受けます。甲及び乙は、この契約の履行にあたっては、道路運送法、道路運送車両法、自動車の保管場所の確保等に関する法律等の諸法令を遵守します。
2. 乙及びこの契約に關して取引の任に當たる乙の役員及び従業員等(以下取引担当者という。)は、この契約に關する取扱の取扱い等に関する法律の適用がある場合、同法に基づく取引時節に置かれます。乙は取引担当者若しくは取引担当者でない者、甲は、同法に基づき、この契約に基づく甲の債務の履行を拒むことができ、これについて乙に対し何らの責任も負わないものとします。
3. リース自動車に係る自動車検査証、軽自動車輸出許状、積載交付証明書その他の官公庁発行の書面(以下自動車検査証という。)上の所有者は甲とし、自動車検査証等上の使用者は乙とします。なお、自動車の使用者に課せられる法令上一切の責任を負担するものとします。
4. 本契約は、甲及び乙が合意した日をもって成立し、この契約が定める場合を除き、第4条に定めるリース期間の途中では、本契約の解除または解約ができないものとします。

第2条 (自動車の引渡し)

- 1. 甲は、自ら又は甲の指定する業者を介して乙に自動車を引渡します。
2. 乙は、リース自動車の引渡しを受けた後、直ちにこれを点検し、自動車に瑕疵がないことを確認の上自動車に引渡しを受けるものとします。
3. 自動車に瑕疵があった場合の取扱いについては、第11条の通りとします。
4. 天災地災、戦争、暴動、内乱、指令の改訂・制定、公権力による命令・処分、ストライクその他の争議行為、輸送機関の事故、受発運遅延、表記(5)記載の供給者(以下、供給者という。)の引渡しの遅延、その他甲の責に帰し得ない事由による自動車の引渡し遅延または引渡し不能の場合、甲は責を負わないものとします。
5. 乙が正当な理由なく自動車の引渡しを拒み又は乙の責に帰すべき事由により甲が自動車を引渡すことができない場合は、甲は、何らの催告なしに通知のみで、この契約を解除することが出来るものとし、この場合、第21条第3項又は第4項を準用します。

第3条 (自動車の使用・保管)

- 1. 乙は、前条による自動車の引渡しを受けたときから、善良な管理者の注意をもって、自動車の登録の際に申請した使用の本拠の位置及び保管場所にて使用・保管するものとし、使用・保管に關しては、法令の定め、官公庁の規程並びに自動車検査証の定め取扱い書及びメンテナンスノート(整備手帳)の指示を遵守するものとします。
2. 乙は、自動車が暫時正常な使用に及ばない限り、甲の点検、整備を行うものとし、自動車に損害を受けた時はその原因の如何を問わず、賠償を行い、その費用については全て乙の負担(リース料に含まれるものを除く)とします。

第4条 (リース期間)

- 1. リース期間は、表記(2)記載の期間とします。

第5条 (リース料及び支払方法)

- 1. リース料は表記(3)記載の通りとし、リース料に含まれる費用等は表記(9)記載の通りとします。
2. 乙は、消費税法の定めに基づき消費税及び地方消費税(以下消費税等という。)をリース料に付加して甲に支払うものとする。
3. リース料の支払方法及び支払日はそれぞれ表記(4)記載の通りとします。
4. 乙は、リース期間中、自由の意向を問わず、甲に対するリース料その他この契約に基づく債務の減免、又は弁済の意思表示を受けることができないものとします。
5. 乙は、甲に対するリース料その他この契約に基づく債務と、甲に対する債権とを相殺することはできないものとします。

第6条 (自動車の登録等)

- 1. 乙は、甲が運転免許、自動車検査証換領申請書もしくは任意型自動車協会連合会等から自動車の検査登録情報の提供を受け、自動車の管理を目的として利用・所用することについて異議のないことをあらかじめ確認し、甲に通知するものとします。
2. 甲において、商号変更、住所変更、又は合併・会社分割・事業譲渡等に基づく自動車の所有権移転等が生じ、道路運送車両法に基づく変更登録・移転登録・検査記録記入申請を行う必要がある場合には、甲がこの変更登録・移転登録・検査記録記入申請を行うことを乙はあらかじめ承諾すると共に、乙を代理して自動車検査証の記載事項の変更申請を行うことをあらかじめ承諾します。又、これらの手続きに關して乙にて対応する事項がある場合には、これに協力するものとします。

第7条 (禁止行為)

- 1. 乙は、この契約に基づき甲に対して負担する債務と、甲又はその承継人に対して有する債権とを相殺できないものとします。
2. 乙は、自動車を第三者に譲渡、転貸、担保に供したとき、その他、甲の所有権を侵害するような行為をしないものとします。
3. 乙は、甲の事前の書面による承諾を得なければ、次の行為をできないものとします。
(1) 自動車に特別仕様部品、機器類を装着する等、自動車の現状を変更すること。
(2) 自動車の構造等の変更、もしくは自動車の用途、使用の本拠の位置、保管場所等を変更すること。
4. 乙は、日本国内でのみ自動車を使用するものとし、日本国外に自動車を輸出することは出来ないものとします。
5. 甲が書面により乙の所有権を認めない場合を除き自動車に装着又は貼付した他の物品の所有権は、すべて賠償で甲に帰属するものとします。
6. 甲がこの契約に定める甲の権利を保全するため必要な措置をとったときは、乙は甲の支払ったすべての費用(自動車検査証手数料、傷修費用、自動車引取り費用、罰金及び保全費用及びその弁護士費用並びに処分料となるまでの保管費用等)を負担するものとします。

第8条 (自動車の点検)

- 1. 甲又は甲の指定する者から自動車の使用、保管状況が点検・検査するため、保管場所への立ち入り又は説明、資料の提供等の申し入れがあったときは、乙は異議なくこれに応じます。

第9条 (通知・報告事項)

- 1. 乙は、次の各号の事由が発生したときは、直ちに書面によりこれを甲に通知するものとします。
(1) リース自動車に瑕疵があったとき。
(2) リース自動車に關して交通事故が発生したとき。
(3) リース自動車に損失、毀損、損傷等の事由が発生したとき。
(4) リース自動車の使用、保管に關して人的損害又は物的損害が発生したとき。
(5) リース自動車を盗難又は隠匿されたとき。
(6) 乙の名称もしくは住所、又はリース自動車の使用の本拠の位置もしくは保管場所を変更したとき。
(7) この契約に關する取扱いの取扱いに關する法律の適用がある場合において、同法に基づき乙又は取引担当者が甲に申告した事項に変更があったとき。
2. 乙及び債務保証人は、乙又は債務保証人について次の各号の一つにでも該当するときは、その旨を直ちに書面により甲に通知するものとします。
(1) 住所、代表者、氏名、商号の変更、又は組織に重要な変更があったとき。
(2) 第20条第2号から第10号までの事由が発生し、又はその恐れがあるとき。
3. 乙は甲から申し入れがあったときは乙の現在の状況を説明し、長期休業の計算書類その他の指定する資料を甲に提供します。

第10条 (自動車保険)

- 1. この契約に關する自動車保険の取扱いについては次の各号の通りとします。
(1) 甲又は乙は、負担すべき義務を認める基、リース期間充足する保険契約を締結し、リース期間中これを継続するものとします。
(2) 前号で締結する自動車保険のうち、車両保険については、甲を被保険者とするものとします。
(3) 甲は、リース料に自動車保険が含まれている場合は、表記(10)記載の保険契約を締結し、リース期間中これを継続するものとします。
(4) 乙は、リース料に自動車保険が含まれていない場合は、自らの責任において保険契約を締結するものとし、当該保険契約の締結について甲は何ら責任を負わないものとします。又、乙は甲の求めがあった場合は保険証券の写しを直ちに甲に提出するものとします。
(5) 第3号及び第4号の保険契約により補償されない損害については、第16条の定めに基づき一切乙が負担するものとします。
(6) 第3号及び第4号の保険契約に免責額が定められている場合は、その免責額については乙の負担とするものとします。
(7) リース料に自動車保険が含まれている場合において、甲が乙の申し出を受け、保険会社の同意、又は自動車保険の契約内容の変更を命じた場合、それに伴い、リース契約締結時点での自動車事故料と変更後の自動車事故料との差額が生じた場合は、甲は、その差額分を自費で乙に請求できるものとします。乙は甲から請求があり次第その差額分を自費で支払うものとします。
2. 保険契約の目的に關する取扱は、保険会社の取扱いに關して従うものとします。

第11条 (自動車の瑕疵)

- 1. 自動車の状態、性能、品質、性能等に瑕疵があった場合、並びに自動車の選択、決定に關して乙に瑕疵があった場合においても、甲は一切の責を負わないものとします。
2. 自動車の瑕疵が発見されたときは、乙は供給者に対して修理、賠償等の履行を請求するものとし、その期間、条件については自動車の保証書の指示に従うものとします。
3. 乙は、前項に基づいて供給者に対し修理、賠償等の履行を請求する場合においても、リース料その他この契約に基づく債務の減免、又は弁済の意思表示を受けることは出来ないものとします。

第12条 (メンテナンスサービス)

- 1. リース料にメンテナンス・サービス料が含まれる場合は、乙は、リース期間中、甲の定める表記(12)記載のメンテナンス工場(以下、メンテナンス工場という。)で、表記(11)記載のメンテナンス・サービスを受けるものとします。
2. 乙は、前項のメンテナンス・サービスを受けるときは、メンテナンス工場に事前に連絡しメンテナンス・サービスを受ける場所及び日時につきメンテナンス工場と協定の上決定するものとします。
3. 乙がやむを得ず他の整備工場で整備・修理を受ける場合には、事前に甲の了解を得てこれを行うものとします。
4. 乙は、第1項のメンテナンス・サービスを受けない場合でも、リース料の支払いは、その他の契約に基づく債務の弁済を免れることは出来ないものとします。
5. 乙は、メンテナンス工場が自動車の修理検査等の手続を代行する時に、故障返金金納付の有無を確認するために、社団法人日本自動車整備協会連合会のホームページを利用したインターネット照会を行う事にあらかじめ同意します。
6. 又、インターネット照会の結果、メンテナンス工場が各都道府県警察に對してのファックスによる照会を要する場合は、乙は所定の同意書に署名または捺印するものとします。
7. 故障返金金の納付等に起因して自動車の運転免許が返却又は不能となっても甲は一切の責任を負いません。尚、故障返金金の納付等に起因して「関東連合会」の再取得に係る一切の費用は乙が負担するものとします。
7. 次の整備・修理の費用は乙の負担とします。
(1) 乙の、故意または過失に起因する修理の費用。
(2) 尚、乙が定められたメンテナンス・サービスの全部または一部を受けなかったことにより自動車の不具合が生じた場合の修理の費用を含むものとします。
(3) 第10条による保険金で補償されない修理(保険対象外及び保証金返還)の費用。
(4) 乙が第3項の定めに基づき甲又はメンテナンス工場と協定する、他の整備工場等で行った整備・修理の費用。
(5) 表記(11)記載のメンテナンス・サービス項目以外の項目について行った整備・修理の費用。

第13条 (契約月間走行距離)

- 1. 自動車の月間走行距離は、表記(7)記載の契約月間走行距離を標準とします。契約月間走行距離を著しく超過する場合はリース料、を変更させていただく場合があります。

第14条 (代車)

- 1. 甲は、表記(11)記載のメンテナンス・サービスに代車を借る場合において、乙がメンテナンス・サービスを受ける期間中に代車が必要であると申し出たときは、甲の指定する代車を乙に提供します。但し、次の各号の事由を除きます。
(1) 走行上の支障のない原因の整備、修理を行う場合。
(2) 代車提供の申し出があったときから2時間以内に見了することが見込まれる整備、修理の場合。
(3) リース自動車のリコール又はリース自動車の取扱いに關する整備、修理の場合。
(4) 修理その他代車の手配が著しく困難であると甲が判断した場所において、代車提供の申し出があった場合。
(5) 年末年始、ゴールデンウィーク等の期間中において代車提供の申し出があり、甲が代車を手配することができない場合。
2. 代車に付保されている自動車保険契約の内容は、リース自動車に付保されている自動車保険契約の内容と異なる場合があるものとし、乙は、これをあらかじめ異議なく承諾します。
3. 乙は、代車の使用・保管等(代車の使用、保管等に關する第三号との間の取扱い、及び代車返還、保管等に關して甲又は第三者に生じた損害の賠償を含む。)については「リース自動車」とあるものを「代車」と読解してこの契約の各事項を適用します。
4. 乙は、代車の貸出中に、当該代車に關して道路運送法に定める違法駐車をしたときは、自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、違法駐車に伴うレッカー移動、保管等の費用を負担するものとします。甲が警察等から代車の位置等に関する連絡を受け、その旨を乙に通知した場合は同様とします。

5. 乙は、代車が整備より修理された場合には甲の判断により、甲又は甲の委託により代車を提供した者が代車を整備から引き取る場合があることに同意し承諾します。
6. 乙が代車を甲から盗取したことに伴い、甲又は甲の委託により代車を提供した者が道路交通法第51条の4第4項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合は、乙が代車を甲から引き取りに要した費用等を負担した場合には、乙は甲に対して放置違反金相当額及び甲が負担した費用について賠償する責任を負うものとします。この場合、乙は、甲に対して、既にこれらの金額を金銭支払うものとします。

第15条 (事故対応)

1. 事故発生の際には、道路交通法第72条に基づき、乙は自らもしくは自給車の運転者をして、直ちに事故現場における危険防止措置、並びに自給車の故障修理を講じると共に、被害者の警察署に届け出るものとします。
2. 乙は、直ちに事故の発生及びその内容を甲に書面にて報告すると共に、事故処理に当たるものとします。前、第10条第1項第4号に該当する場合は、乙は当該保険会社に対して事故の発生、及びその内容を報告するものとします。

第16条 (損害賠償)

1. 次の各号に定める損害が生じたときは、乙はこれを引き受けて賠償するものとし、甲がこれを賠償したときは、乙は甲の請求があり次第、直ちにその賠償額及び報酬解決に要した費用(自給車費用を含む。)を甲に支払うものとします。
- (1) 乙による自給車の使用・保管に起因して人的又は物的損害(盗犯にあっては自給車により引き起こされた事故による人的又は物的損害を含む。)が発生した場合。
- (2) 乙がこの契約に違反したため、甲に損害(甲が第三者から損害賠償請求を受けた場合の当該第三者の損害を含む。)が発生した場合。

第17条 (自給車の滅失・毀損)

1. 第2条第1項に定める自給車の引渡しから、その返還までに盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にも属さない事由によって生じた自給車の滅失、毀損その他一切の危険は、全て乙が負担するものとします。
2. 詐欺、盗難その他の事由により、自給車の占有を失ったときは、乙は盗難届又は紛失届を速やかに所轄の警察署に提出するものとします。
3. 自給車が盗難に遭い、もしくは滅失(所有物の侵害を含む。)し、又は毀損、滅失して修理が不能になったときは、甲は、乙に通知して、この契約を終了させることができます。この場合は、乙は、甲に対して該リース料全額とリース期間満了時の設定残存価値、及び自給車リース料金に基づくリース料金合計からリース料金を差し引いた額を中途解約金として直ちに甲に支払うものとする。
4. 第1項に定める事由により発生した費用は、乙が負担するものとします。甲が当該費用の支払いを受けた場合は、乙は甲の請求があり次第、直ちに甲に支払うものとします。
5. 甲が保険会社から支払った自給車に生じた損害にかかわる保険金は、自給車の所有者である甲に帰属します。第3項の場合で、甲が、保険会社から自給車に生じた損害に係る保険金の支払いを受けたときは、甲は、甲の受取金額を限度として、乙が支払うべき中途解約金に充当します。
6. 第3項の場合で、乙が、保険会社から自給車に生じた損害に係る保険金の支払いを受けたときは、乙は受取した金額を直ちに甲に返還し、甲は甲の受取金額を限度として、乙が支払うべき第8項もしくは第4項の金額に充当します。
7. 第5項の保険金の支払いを受けた際に、自給車の残存物の所有権が甲に帰属する場合は、甲は、当該残存物の価格相当額を乙が支払うべき第8項もしくは第4項の金額に充当します。

第18条 (権利の移転等)

1. 甲は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、又は譲渡することができます。
2. 甲は、自給車の所有権をこの契約に基づく甲の地位とともに第三者に担保に入れ、又は譲渡することができるものとします。乙は、これについてあらかじめ承諾します。
3. 甲は、この契約による権利を守り、回復するため又は第三者により異議を唱えられたりして受けたため、やむを得ず必要な措置をとったときは、自給車の送還費用、保管費用、弁護士費用等を乙に請求できるものとします。乙は甲の請求があり次第直ちにこれを支払います。

第19条 (費用の負担及び追徴)

1. 乙は、次の各号の事由によりリース料に含まれる費用の増加又は追加が生じた場合は、その増加または追加した費用相当額を甲に支払うものとします。その支払方法については、甲の定めによるものとします。
- (1) 分租の課税及び自動車損害賠償責任保険料の増徴。
- (2) 法令の制定、改定、又は官公庁の指示、命令等。
- (3) 乙の申し出によるリース自給車の仕様変更、整備、部品の取付、交換等。
- (4) 乙の申し出による、この契約に含まれる自動車保険契約、メンテナンス・サービス等の内容の変更。

第20条 (期限の利益の喪失)

1. 乙は、次の各号の一つにでも該当する事由が生じた場合には、乙は、甲からの前払通知、催告なしに、この契約に基づく期限の利益を失うものとし、直ちに甲に対し、残リース料全額を支払い、自給車を返還します。
- (1) リース料の支払いを1回でも滞ったとき。
- (2) 支払いを停止したとき、又は滞り、小切手を不渡りにしたとき。
- (3) 仮差押、仮処分、強制執行、競売申立てを受けたとき。
- (4) 特別清算、破産、再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、又はこれら申立てをなし、あるいは、負債整理のため特定調停の申立てもしくは私的整理(任意整理)に入ったとき。
- (5) 中途退会を希望し、もしくは解約処分を受け、又は解約処分を受けるべき事由が生じたとき。
- (6) 営業の閉止、解散の決議をし、又は官庁から営業停止、その他営業継続不能の処分を受けたとき。
- (7) 破産開始もしくは破産開始の審判を受けたとき、又は死亡、失踪もしくは前項上の事由を受けたとき。
- (8) 死亡したとき。
- (9) 経営が相当に悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
- (10) 自給車について必要な保存行為をしないとき。
- (11) この契約以外の甲に対する金銭債務の支払いを1回でも滞ったとき。
- (12) この契約の条項又は甲との間のその他の契約条項の一つにでも違反したとき。
- (13) 債務保証人が前各号の一つにでも該当した場合には、甲が相当と認める保証人を追加提供しなかったとき。

第21条 (契約の解除)

1. 甲は、乙が第20条各号の一つにでも該当する事由が生じた場合には、何ら催告なしに通知のみで、この契約を解除することができます。
2. 甲は、乙の債務保証人に第20条各号の一つにでも該当する事由が生じた場合、催告をして、この契約を解除することができます。
3. 第8項もしくは第9項により、この契約がリース期間満了後に解除されたときは、乙は、リース料に含まれる費用、自給車の処分費等、甲が受けた損害を賠償するものとします。
4. 第10項もしくは第11項により、この契約がリース期間満了後に解除されたときは、乙は、甲に対して残リース料全額並びにリース期間満了時の設定残存価値を加えた額を、取扱預金金として直ちに現金で一括して支払います。又、自給車が永久滅失(窃盗)となる場合は、自給車リース料金に基づく自給車リース料金相当額を併せて支払うものとします。

第22条 (自給車の返還)

1. この契約が、リース期間満了、第20条による期限の利益の喪失もしくは第21条による解除により終了したとき、又は乙が自給車の使用権限を失ったときは、乙は、自給車の通常清掃と磨き等第8項によって、甲が承諾したものを除き、自給車の原状に修復したうえ、甲の指定する場所へ返還するものとします。
2. 借物の返還におかかわらず、表記(6)に「オープンエンド」と記載された場合において、この契約がリース期間満了により終了した場合に限り、乙は、自給車を現状(但し第7条第5項により、乙の所有権を確保したものと見做す第三者が所有権を有するものについては例外を要する。)にて甲の指定した場所へ返還することとします。
3. 自給車の返還が遅れた場合には、乙は返還完了まで、遅延日数に応じリース料相当額の損害金を甲に支払うほか、この契約条項に定めるものとします。
4. 乙が自給車の返還を遅延した場合には、甲又は甲の指定する者による自給車の所在確認から自給車を引揚げることについて、乙は催告を怠り、阻むことは出来ないとします。
5. 乙は自給車を返還する際、当該自給車に付随する自給車検査証明書及び自給車整備記録簿責任保険証明書を同時に返還するものとします。

第23条 (解除または終了時の清算)

1. 第21条の規定によりこの契約が解除され、乙が甲に対して自給車を返還した場合には、甲は、自給車を処分することとします。この場合、甲が処分から甲が処分のために要した費用を控除した額と第21条第4項に基づいて乙が甲に現実に支払った金額の合計額が甲に対して乙が負担する金額を超過したときは、甲は、乙に対し、超過額において乙が負担する金額を上限として、その超過額を返還するものとします。
2. 乙が第22条第1項に違反して自給車を現状に返還することを怠った場合は、乙は甲に対し甲よりなされた修繕費用、又は甲による自給車の修復見積額を直ちに支払います。
3. 表記(6)に「オープンエンド」と記載された場合において、この契約がリース期間の満了により終了し、かつ、乙が甲に対して自給車を返還した場合には、甲は速やかに自給車を相当価格処分することとし、この処分価格から甲が処分のために要した費用を控除した残額が表記(6)記載の設定残存価値を下回った場合には、その差額(但し消費税等を含む)を乙が甲に、上回った場合には、その差額(但し消費税等を含む)を甲が乙に、それぞれ遅滞なく支払います。

第24条 (自給車の引取り)

1. 乙が第20条各号の一つにでも該当した場合は、又は債務保証人が第20条各号の一つにでも該当する事由が生じた場合には、乙は直ちに自給車を一時又は甲の指定する者に引き取るものとします。

第25条 (再リース)

1. 乙は、リース期間満了日前までに、甲に申込み、甲の承諾によりこの契約を更新することができるものとします。
2. 契約更新後のリース料、リース期間、支払方法その他の条件については、甲・乙合意のうえ、これを書面に定めるものとします。

第26条 (遅延利息)

1. 乙は、この契約に基づく金銭の支払いを怠ったとき、又は甲が乙の為に立替払いした費用の償還を怠ったときは、支払うべき金額に対し支払期日、又は立替払い日の翌日からその完了に至るまで、年14.6%の割合(1年を365日とする)日割計算をし、甲に支払うものとします。

第27条 (債務保証人)

1. 債務保証人は、この契約に基づく乙の甲に対する一切の債務を保証し、乙と協同して債務履行の責を負うものとします。
2. 債務保証人がこの契約による債務の一部を弁済し、代位によって甲から権利を承継した場合は甲の書面でも甲の承諾を得ない限り、代位権を行使出来ないものとします。
3. 債務保証人は、甲がその都合によって他の保証人、又は担保を設定、解除しても免責の主張及び損害賠償の請求をしないものとします。

第28条 (特約事項)

1. 乙及び債務保証人は、この契約の締結日において、乙及び債務保証人(これらの役員及び従業員を含む。以下、本条において同じ。)が暴行団、暴力団員、暴力団関係団体、それらの関係者、その他、暴力、威力と脅威の手段を使用して経済的利益を追求する集団又は個人(以下、反社会的勢力という。)ではないことを誓約し、かつ、この契約の有効期間中、反社会的勢力に属さないことを契約します。
2. 乙及び債務保証人は、甲に対し、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する事項を行わないことを契約します。
- (1) 詐欺、暴力の行使又は脅迫等の使用等。
- (2) 事実上、自ら反社会的勢力である旨を伝え、又は、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝える等。
- (3) 甲の名誉や信用等を毀損し、又は、毀損のおそれのある行為等。
- (4) 甲の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為等。

第29条 (特約事項)

1. 表記(13)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用され、この契約と異なる場合はここに記載するか、別に書面で甲・乙が合意しなければ効力はないものとします。

第30条 (合意書締結義務)

1. 甲、乙及び債務保証人は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の本所所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

第31条 (通知の効力)

1. 甲において、乙又は債務保証人に対する通知が必要が生じたときは、書面による送達を通知の効力とする。この契約書の住所欄、氏名欄に記載に従って通知します。
2. 乙又は債務保証人が不在のため、甲からなされたこの契約に関する通知が返書又は別紙により通知し、その通知が通常到着するべき時に、到着したものとします。
3. 乙又は債務保証人が不在のため、甲からなされたこの契約に関する通知が、郵便局に留置された場合は、その留置期間満了時に、乙又は債務保証人にその通知が到着したものとみなします。

第32条 (公正証書)

1. 乙及び債務保証人は、甲から請求があったときは、この契約に基づいて特約執行請求書を作成した公正証書を作成するものとし、その費用は、乙の負担とします。

第33条 (準拠法)

1. この契約の準拠法は、日本法とします。

自動車リース申込書

申込日 平成29年05月29日

下記の如く貴社の自動車リース契約を申し込みます。

見積№. 595

申込者

NLC 日本リースカー株式会社

岐阜市忠節町1丁目18番地
TEL (058) 265-3377
FAX (058) 265-3237

竹市 勲

担当者

車名(車種)			お支払(台当り)		
スバル インプレッサG4 2.0i-SEyeSight			合計 ¥38,940 円		
台数	リース期間	(内 リース料)		¥36,056 円)	
1 台	72 ヶ月	(内消費税 8%)		¥2,885 円)	
型式	ナビバック	特別仕様・付属品 パナソニックナビ リアビューカメラ 用品接続ボックス ETC2.0車載キット グリルLED付 後席フィルム貼り ガラスコーティング 車検証入れキーホル 希望ナンバー			
初度登録 29 新車	塗色				
定員 人(人)	積載量 kg(kg)				
リース方式 ファイナンス	登録地 岐阜県				
受渡期日 未定	受渡場所 指定場所				
予定走行距離	未定 km/月	残価の精算 しない (残存額 円)			

公租公課等		リース料に含まれる項目	○含まれる ×印含まれない
<input checked="" type="checkbox"/>	登録手数料(リサイクル料含む)		
<input checked="" type="checkbox"/>	自動車取得税		
<input checked="" type="checkbox"/>	自動車税		
<input checked="" type="checkbox"/>	自動車重量税		
<input checked="" type="checkbox"/>	自賠責保険		
<input checked="" type="checkbox"/>	任意保険		
メンテナンス			
<input checked="" type="checkbox"/>	スケジュール点検		
<input checked="" type="checkbox"/>	法定点検		
<input checked="" type="checkbox"/>	継続車検		
<input checked="" type="checkbox"/>	一般整備		
<input checked="" type="checkbox"/>	夏タイヤ交換		
<input checked="" type="checkbox"/>	冬タイヤ&ホイール		
<input checked="" type="checkbox"/>	バッテリー交換		
<input checked="" type="checkbox"/>	パンク修理		
<input checked="" type="checkbox"/>	代車契約		
<input checked="" type="checkbox"/>	ロードサービス		

会社	無事故割引		
等級	割引率	%	
限定	年齢		
対人			
対物	免責		
搭乗者	人傷		
車両	1年	2年	3年
	4年	5年	6年
車両区分	車両免責		

※リース料金には、車両本体、付属品代、初年度諸経費、期間中の自動車税が含まれます。

※リース料金¥55,500-
(内リース料¥51,390-消費税¥4,110-)
《内訳》
車両本体価格¥38,940-
(内リース料¥36,056-消費税¥2,884-)
特別仕様・付属品代、初年度諸経費・期間中の自動車税¥16,560-
(内リース料¥15,334-消費税¥1,226-)

お支払方法
・初回分 残り 回
・支払日 平成 年 月から
毎月 日 平成 年 月まで

(頭金がある場合) 頭金

自動車リース申込書

申込日 平成29年05月29日

下記の如く貴社の自動車リース契約を申し込みます。

見積No. 596

申込者

NLC 日本リースカー株式会社

岐阜市忠節町1丁目18番地
TEL (058)265-3377
FAX (058)265-3237

竹市勤

担当者

車名(車種)		お支払(台当り)																																									
スバル インプレッサG4 特別仕様・付属品代、初年度諸経費期間中の自動車税分		合計 ¥16,560 円																																									
台数 1 台	リース期間 72 ヶ月	(内 リース料 ¥15,334 円)	(内消費税8% ¥1,227 円)																																								
車型式 初度登録 29 新車 定員 人(人)	塗色 積載量 kg(kg)	ナビパック パナソニックナビ リアビューカメラ 用品接続ボックス ETC2.0車載キット グリルLED付 後席フィルム貼り ガラスコーティング 車検証入れキーホルダー 希望ナンバー	特別仕様・付属品																																								
リース方式 ファイナンス	登録地 岐阜県	<table border="1"> <tr> <td>会社</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>任意等級</td> <td>割引率</td> <td colspan="2">%</td> </tr> <tr> <td>限定対人</td> <td>年齢</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>対物</td> <td>免責</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>搭乗者</td> <td>人傷</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">車両</td> <td>1年</td> <td>2年</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td>4年</td> <td>5年</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>車両区分</td> <td colspan="3">車両免責</td> </tr> </table>		会社				任意等級	割引率	%		限定対人	年齢			対物	免責			搭乗者	人傷			車両	1年	2年	3年	4年	5年	6年	車両区分	車両免責											
会社																																											
任意等級	割引率			%																																							
限定対人	年齢																																										
対物	免責																																										
搭乗者	人傷																																										
車両	1年	2年	3年																																								
	4年	5年	6年																																								
車両区分	車両免責																																										
受渡期日 未定	受渡場所 指定場所																																										
予定走行距離	未定 km/月																																										
残価の精算 しない	(残存額 円)																																										
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">公租公課等</th> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td>登録手数料(リサイクル料含む)</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td>自動車取得税 初回のみ算入します</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td>自動車税 全額算入します</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td>自動車重量税 初回のみ算入します</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td>自賠責保険 初回のみ算入します</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>任意保険</td> </tr> <tr> <th colspan="2">メンテナンス</th> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>スケジュール点検</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>法定点検</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>継続車検</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>一般整備</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>夏タイヤ交換</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>冬タイヤ&ホイール</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>バッテリー交換</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>パンク修理</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>代車契約</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>ロードサービス</td> </tr> </table>		公租公課等		<input type="radio"/>	登録手数料(リサイクル料含む)	<input type="radio"/>	自動車取得税 初回のみ算入します	<input type="radio"/>	自動車税 全額算入します	<input type="radio"/>	自動車重量税 初回のみ算入します	<input type="radio"/>	自賠責保険 初回のみ算入します	<input checked="" type="checkbox"/>	任意保険	メンテナンス		<input checked="" type="checkbox"/>	スケジュール点検	<input checked="" type="checkbox"/>	法定点検	<input checked="" type="checkbox"/>	継続車検	<input checked="" type="checkbox"/>	一般整備	<input checked="" type="checkbox"/>	夏タイヤ交換	<input checked="" type="checkbox"/>	冬タイヤ&ホイール	<input checked="" type="checkbox"/>	バッテリー交換	<input checked="" type="checkbox"/>	パンク修理	<input checked="" type="checkbox"/>	代車契約	<input checked="" type="checkbox"/>	ロードサービス	<table border="1"> <tr> <td>リース料に含まれる項目</td> <td>○含まれる</td> </tr> <tr> <td></td> <td>×印含まれない</td> </tr> </table>		リース料に含まれる項目	○含まれる		×印含まれない
公租公課等																																											
<input type="radio"/>	登録手数料(リサイクル料含む)																																										
<input type="radio"/>	自動車取得税 初回のみ算入します																																										
<input type="radio"/>	自動車税 全額算入します																																										
<input type="radio"/>	自動車重量税 初回のみ算入します																																										
<input type="radio"/>	自賠責保険 初回のみ算入します																																										
<input checked="" type="checkbox"/>	任意保険																																										
メンテナンス																																											
<input checked="" type="checkbox"/>	スケジュール点検																																										
<input checked="" type="checkbox"/>	法定点検																																										
<input checked="" type="checkbox"/>	継続車検																																										
<input checked="" type="checkbox"/>	一般整備																																										
<input checked="" type="checkbox"/>	夏タイヤ交換																																										
<input checked="" type="checkbox"/>	冬タイヤ&ホイール																																										
<input checked="" type="checkbox"/>	バッテリー交換																																										
<input checked="" type="checkbox"/>	パンク修理																																										
<input checked="" type="checkbox"/>	代車契約																																										
<input checked="" type="checkbox"/>	ロードサービス																																										
リース料に含まれる項目	○含まれる																																										
	×印含まれない																																										
<table border="1"> <tr> <td>お支払方法</td> <td>・初回分 残り 回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・支払日 平成 年 月 から</td> </tr> <tr> <td></td> <td>毎月 日 平成 年 月 まで</td> </tr> </table>		お支払方法	・初回分 残り 回		・支払日 平成 年 月 から		毎月 日 平成 年 月 まで	<p>※リース料金には、車両本体、付属品代、初年度諸経費、期間中の自動車税が含まれます。</p> <p>※リース料金¥55,500- (内リース料¥51,390-消費税¥4,110-) 《内訳》 車両本体価格¥38,940- (内リース料¥36,056-消費税¥2,884-) 特別仕様・付属品代、初年度諸経費・期間中の自動車税¥16,560- (内リース料¥15,334-消費税¥1,226-)</p>																																			
お支払方法	・初回分 残り 回																																										
	・支払日 平成 年 月 から																																										
	毎月 日 平成 年 月 まで																																										


(頭金がある場合) 頭金

〒501-6112
岐阜県岐阜市柳津町北塚5-90

岐阜市議会議員 竹市勲 様

(問合せ先)

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター

TEL : (06)4964-6307 担当 : 
FAX : (06)4964-6308


拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払い代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収くださいますようお願い申し上げます。 敬具

領 収 証

領収証番号 : 106665-00
発行日 : 2023年5月10日

竹市 勲 様	
領収日	2023年4月3日
金額	¥8,580 -
お支払い方法	口座振替
但し	

上記の金額、正に受領致しました。

ご契約番号		
領収金額の内訳	掛金	¥8,580 -

※金額を訂正したもの、及び会社印のないものは無効です。

備考	
----	--

印紙税申告納
付につき麹町
税務署承認済

シャープファイナンス株式会社
本社 〒102-0083
東京都千代田区麹町
五丁目1番地1





〒501-6112
岐阜市柳津町 北塚5丁目90番地

竹市 勲 様



023053201050452069

発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-333-0500
受付時間 9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)
〒461 名古屋市東区東桜1-14-11
-0005 DPスクエア東桜 11階

8515A01040001-000029

電話料金等 料金支払証明書

電話番号等 090-3255-3876

年月分	支払金額	支払年月日	記 事
2023年 4月分	18,095円	2023年 5月 1日	ドコモご利用分
合計	18,095円		

※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
※2 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

上記の料金は、収納済みであることを証明します。

収入印紙
印紙不要

2023年 5月17日
NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70